

## 社外役員の独立性に関する判断基準

当社における社外取締役又は社外監査役（以下、総称して「社外役員」という。）のうち、当社の一般株主と利益相反が生じるおそれのない者を独立役員として認定する目的で、社外役員の独立性に関する基準を定めるものとする。

1. 当社取締役会は、以下のいずれかに該当する社外役員については、独立役員と認定しない。
  - (1) クリナップグループ（以下、「当社グループ」という。）の業務執行者
  - (2) 当社の非業務執行取締役又は監査役のうち、その就任の前10年間に於いて（ただし、その就任の前10年間のいずれかの時に於いて当社の非業務執行取締役又は監査役であったことがある者にあつては、それらの役職への就任の前10年間に於いて）当社グループの業務執行者であった者
  - (3) 当社グループを主要な取引先とする者又はその業務執行者
  - (4) 当社グループの主要な取引先又はその業務執行者
  - (5) 当社グループの会計監査人（当該会計監査人が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。）
  - (6) 当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。）
  - (7) 当社グループから多額の寄付を受けている者又はその業務執行者
  - (8) 最近3事業年度に於いて上記(3)～(7)のいずれかに該当していた者
  - (9) 当社の主要株主又はその重要な子会社の業務執行者
  - (10) 当社を主要株主とする会社及びそのグループ会社の業務執行者
  - (11) 上記の(1)～(10)に該当する者が重要な者である場合に於いて、その者の近親者
2. 上記1に定める要件のほか、独立した社外役員としての職務を果たせない事情を有していると取締役会が合理的に判断した社外役員は、独立役員と認定されないものとする。
3. 独立役員は、本基準に定める独立性を退任まで維持するように努め、本基準に定める独立性を有しないことになった場合には、直ちに当社へ通知するものとする。

### (注)

1. 「業務執行者」とは、業務執行取締役、執行役員又は使用人をいう。
2. 「当社グループを主要な取引先とする者」とは、以下のいずれかに該当する者をいう。
  - (1) 当社グループに対して製品又はサービスを提供している取引先グループ（直接の取引先が属する連結グループに属する者とする。以下同じ。）であつて、直前事業年度に於ける当社グループへの当該取引先グループの取引額が当該取引先グループの連結売上高もしくは総収入金額の5%以上である者
  - (2) 当社グループが負債を負っている取引先グループであつて、直前事業年度末に於ける当社グループの当該取引先グループへの全負債額が当該取引先グループの連結総資産の5%以上である者
3. 「当社グループの主要な取引先」とは、以下のいずれかに該当する者をいう。
  - (1) 当社グループが製品又はサービスを提供している取引先グループであつて、直前事業年度に於ける当社グループの当該取引先グループへの取引額が当社グループの連結売上高の2%以上である者
  - (2) 当社グループに対して負債を負っている取引先グループであつて、直前事業年度末に於ける当社グループへの当該取引先グループの全負債額が当社グループの連結総資産の2%以上である者
  - (3) 当社グループが借入れをしている金融機関グループ（直接の借入先が属する連結グループに属する者をいう。）であつて、直前事業年度末に於ける当社グループの当該金融機関グループからの全借入額が当社グループの連結総資産の2%以上である者
4. 「当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家」とは、当社グループから、役員報酬以外に過去3年間の平均で年間1,000万円以上（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体の直近事業年度に於ける総収入額の5%以上）の財産上の利益を得ている者をいう。
5. 「当社グループから多額の寄付を受けている者」とは、当社グループから、過去3事業年度の平均で年間1,000万円又は当該組織の平均年間総費用の30%のいずれか大きい額を超える寄付を受けている者をいう。
6. 「主要株主」とは、総議決権の10%以上の議決権を直接又は間接的に保有している者をいう。
7. 「重要な子会社」とは、当該主要株主の直近事業年度に係る事業報告の「重要な親会社及び子会社の状況」又はその他の当該主要株主が一般に公表する資料に於いて「重要な子会社」として記載されている者をいう。
8. 「近親者」とは、配偶者又は二親等内の親族もしくは同居の親族をいう。
9. 「重要な者」とは、業務執行取締役、執行役員及び部長格以上の上級管理職にある者をいう。

(2019.05.10 改定)